

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の規定は、特別職に属する非常勤の職を兼ねることとなつた一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第1条に規定する職員については適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の規定は、特別職に属する非常勤の職を兼ねることとなつた一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号)第1条に規定する職員(以下「<u>一般職の職員</u>」という。)については適用しない。<u>ただし、当該特別職に属する非常勤の職を兼ねることとなつた一般職の職員が一般職の職員として職務に従事する時間以外の時間に別表投票所の投票管理者の項、期日前投票所の投票管理者の項及び投票所の投票立会人の項から選挙立会人の項までに規定する職に従事する場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>